

機械警備業務 共通仕様書

1. 目的

施設及び設備等について、火災、盗難及び不法行為等を早期発見し、その拡大防止を図り、安全を確保するため、機械警備業務（警備業法第2条第5項）を実施する。

2. 警備時間

特記仕様書による。

3. 業務内容

(1) 警備は、機械警備警報装置を用いて行う。

(2) 受注者は、警報装置を設置し、当該警報センサーにより感知された異常内容を警報装置により、通信回線を通して警備センターに自動的に表示する機械警備設備の正常作動を24時間、警備センターにおいて確認できる装置を設置する。（断線監視も含む。）

(3) セット及び解除は、磁気カード又はICカード（以下「カード」という。）方式とする。

(4) 警備実施要領

警備センターで、警備対象物件の異常発生を確認したとき、受注者は、警備員を当該施設へ25分以内に急行させ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止に当る。

警備対象物件に到着した警備員は、異常事態を確認後、警備センターへその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ連絡する。また、あらかじめ届け出ている当該施設の緊急連絡先へ連絡する。

(5) 事故報告の届出

警備実施中に事故が発生したときは、受注者は事故報告書を発注者に提出する。

(6) 鍵及びカードの預託

警備実施に必要な鍵及びカードは、発注者及び受注者に相互に預託する。発注者から受注者へは、異常事態発生時の立入りのため、警備物件施設の出入口の合鍵を預託し、受注者から発注者へはセット及び解除用のカードを預託する。預託された鍵及びカードは、それぞれが厳重に取り扱い保管する。

(7) 警備装置の維持管理

警報装置及びこれに付帯する一切の設備については、受注者の所有で、これの維持管理費は受注者の負担とする。また、警報装置の機能を正常に維持するため、定期的又は適宜に保守点検を行うとともに、装置の性能向上、機種改良についても積極的に努めるものとする。

発注者は、センサーの周辺に検知を妨げるような遮蔽物を置かないように管理し、レイアウト等を変更する場合は事前に受注者に通知する。発注者は受注者の遠隔監視する設備の点検や通信回線の工事等を行う場合は事前に受注者に通知する。

警備装置等の保守は受注者の責任において適宜行い、常に良好に稼働するよう維持する。

(8) 警備計画書の作成

受注者が警備を実施するに当たっては、警備計画書（機械設置図面添付）を作成し、受注者のマニュアル（待機、巡回、施設の鍵の保管等、その他）を併せて、あらかじめ発注者に提出し、その承認を得る。

(9) 発注者は受注者に対し、機械警備業務遂行のために必要な権限を付与する。

(10) 発注者の警備対象物件から、通信回線を使用し、警備使用回線を終日(24時間)、正常監視できる装置を警備センターに設置する。(断線監視も含む。)これにかかる経費は一切受注者の負担とし、回線料金の値上げ等による分も警備会社の負担とする。

(11) 機械警備に伴う警報装置及びこれに付帯する一切の取付け費、取外し費、その他の経費は、受注者が負担し、受注者の所有に属する。また、受託者名義の警備専用通信回線、回線にかかる使用料及び通信料金等も、受託者の負担において用意する。

(12) 警備機器等を撤去する場合は、配線は発注者に帰属するものとする。ただし、発注者から指示がある場合は、配線も撤去するものとする。

(13) 受注者は、万一、警備時間中に警備機器の故障その他の要因によりこの仕様に基づく機械警備の実施が不能となった場合は、適宜警備員を巡回させる等、機械警備と同等の警備に努めるものとする。この場合においては、警備結果報告を行うものとする。

4. 警備範囲等

特記仕様書による。

5. その他

(1) 原則として、委託期間中当該施設の警備範囲等の変更があっても、当該施設あたりの月額には変更ないものとする。

(2) 改築、増築等による変更は、図面等仕様の変更のみとする。

(3) 新築、増築、レイアウト変更等に伴い、途中契約する施設及び警備範囲の拡大に伴う警備機器等の設置工事費については、別途協議する。

(4) 警備器具等を取り替えた場合、取り替え前のビス穴等が見える場合は、塗装又はプレート等により修復する。

(5) 施設廃止等によって、廃止施設分について中途解約をする場合がある。

(6) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。

(7) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議とする。

(8) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

機械警備業務 特記仕様書

高砂地域交流センター

1. 履行場所
高砂地域交流センター 高砂町北本町 1110-1
2. 感知項目
防犯、火災
3. 業務提供時間
 - ・ 毎日 18:00～10:00
 - ・ 高砂地域交流センターの休日は終日とする。
 - ・ 休館日は、毎週日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）
4. 業務範囲等
別紙図面に示すエリアを基本として行う。
5. 特記事項
 - ・ 2023年6月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

荒井地域交流センター

1. 履行場所

荒井地域交流センター 高砂市荒井町扇町2番24号

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

4. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

5. 特記事項

- ・ 2023年6月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

伊保地域交流センター

1. 履行場所
伊保地域交流センター 高砂市伊保東1丁目18番6号
2. 感知項目
防犯、火災
3. 業務提供時間
 - ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
 - ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。
4. 業務範囲等
別紙図面に示すエリアを基本として行う。
5. 特記事項
 - ・ 2023年6月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

中筋地域交流センター

1. 履行場所
中筋地域交流センター 高砂市中筋3丁目5番24号
2. 感知項目
防犯、火災
3. 業務提供時間
 - ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
 - ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。
4. 業務範囲等
別紙図面に示すエリアを基本として行う。
5. 特記事項
 - ・ 2023年6月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

曽根地域交流センター

6. 履行場所

曽根地域交流センター 高砂市高砂町曽根町2301-35

7. 感知項目

防犯、火災

8. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

9. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

10. 特記事項

- ・ 2027年4月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

米田地域交流センター

1. 履行場所
米田地域交流センター 高砂市米田町米田 734 番地
2. 感知項目
防犯、火災
3. 業務提供時間
 - ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
 - ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。
4. 業務範囲等
別紙図面に示すエリアを基本として行う。
5. 特記事項
 - ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

阿弥陀地域交流センター

1. 履行場所

阿弥陀地域交流センター 高砂市阿弥陀町阿弥陀 1173 番地の 1

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

4. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

5. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

北浜地域交流センター

1. 履行場所

北浜地域交流センター 高砂市北浜町北脇 74 番地の 3

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

4. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

5. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

高砂市教育センター

1. 履行場所

高砂市教育センター 高砂市阿弥陀町生石 61 番地の 1

2. 感知項目

防犯、防災、火災

3. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
毎 日 : 17 時 15 分から翌日 8 時 30 分まで
土日・休日 : 8 時 30 分から翌日 8 時 30 分まで
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

4. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

5. 特記事項

- ・ 通信回線について、アナログ回線の引込みがないため、無線回線を通じて作動させるものとする。
- ・ 警備範囲【基本エリア】
 - ①共用部分・・・1 階（廊下、ホール）、2 階（廊下）、3 階（廊下）
 - ②教育センター、文化財係部分・・・1 階（事務所、歴史民俗展示室、第 1 収蔵庫、第 2 収蔵庫、文化財整理室）、2 階（事務室）
 - ③適応教室部分・・・1 階（事務室、教室）
- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

申義堂

1. 履行場所

申義堂 高砂市高砂町横町 1074-5

2. 感知項目

ア. 防犯

屋外：赤外線センサー 4 対向

屋内：最終出入口マグネットセンサー、室内空間センサー防犯のセット解除操作は屋外収納ボックスの操作表示器で行い、屋内外一斉のセット解除とする。

イ. 火災

高砂市の設置する自動火災通報装置により感知された異常内容に適切に対応すること。

3. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
- ・ 土・日・祝日の 10 時から 16 時まで、開館のため解除する。
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

4. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

5. 特記事項

- ・ 屋外赤外線センサー用ポール 4 本と、赤外線センサー用 3 辺の土中埋設空配管、及び自動火災通報装置は、高砂市が設置する。
- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

旧入江家住宅

1. 履行場所

旧入江家住宅 高砂市曾根町 493 番地

2. 感知項目

- ・火災監視サービス
- ・非常通報サービス
- ・ガス漏れ監視サービス
- ・防犯サービス
- ・マイドクターサービス

3. 業務範囲

- ・別添施設図面に示すエリアを基本として行うものとし、最適な機械警備を確保するものとする

4. 業務提供時間

- ・原則として、セット時間から解除時間までとする。
- ・ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

5. 業務範囲等

- ・別紙図面に示すエリアを基本として行う。

6. 特記事項

- ・2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

旧勤労者総合福祉センター

1. 履行場所
旧勤労者総合福祉センター 高砂市阿弥陀町生石 61 番地の 2
2. 監視項目
 - ・ 防犯監視
 - ・ 火災監視
3. 業務内容
 - ・ 火災・不審者侵入の異常状態の監視・確認
 - ・ 事故確認時における関係先への通報・連絡
 - ・ 警備実施事項の報告(機動隊の出動・活動内容等)
 - ・
4. 警備方法
 - ・ ALSOK ガードシステムによる警備
5. 業務範囲等
別紙図面に示すエリアを基本として行う。
6. 特記事項
 - ・ 2026 年 4 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

高砂小学校

1. 履行場所

高砂小学校 高砂市高砂町大工町 810-1

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務範囲

- ・ 別添施設図面に示すエリアを基本として行うものとし、最適な機械警備を確保するものとする。

4. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。

毎 日 : 17 時 30 分から翌日 8 時

土日祝・休日 : 終日

- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

5. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

6. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

1. 履行場所

荒井小学校 高砂市荒井町東本町 10 番 1 号

荒井幼稚園 高砂市荒井町東本町 10 番 1 号

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務範囲

- ・ 別添施設図面に示すエリアを基本として行うものとし、最適な機械警備を確保するものとする。

4. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。

毎 日 : 17 時 30 分から翌日 8 時

土日祝・休日 : 終日

- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

5. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

6. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

伊保小学校

1. 履行場所

伊保小学校 高砂市伊保東1丁目18番1号

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務範囲

- ・ 別添施設図面に示すエリアを基本として行うものとし、最適な機械警備を確保するものとする。

4. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
毎 日 : 17時30分から翌日8時
土日祝・休日 : 終日
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

5. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

6. 特記事項

- ・ 2023年6月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

伊保南小学校

1. 履行場所

伊保南小学校 高砂市梅井 2 丁目 4 番 1 号

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務範囲

- ・ 別添施設図面に示すエリアを基本として行うものとし、最適な機械警備を確保するものとする。

4. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。

毎 日 ： 17 時 30 分から翌日 8 時

土日祝・休日 ： 終日

- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

5. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

6. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

中筋小学校

1. 履行場所

中筋小学校 高砂市中筋 1 丁目 2 番 1 号

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務範囲

- ・ 別添施設図面に示すエリアを基本として行うものとし、最適な機械警備を確保するものとする。

4. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
毎 日 ： 17 時 30 分から翌日 8 時
土日祝・休日 ： 終日
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

5. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

6. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

曾根小学校

1. 履行場所

曾根小学校 高砂市曾根町 2500 番地

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務範囲

- ・ 別添施設図面に示すエリアを基本として行うものとし、最適な機械警備を確保するものとする。

4. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。

毎 日 ： 17 時 30 分から翌日 8 時

土日祝・休日 ： 終日

- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

5. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

6. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

米田小学校

1. 履行場所

米田小学校 高砂市米田町米田 451 番地

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務範囲

- ・ 別添施設図面に示すエリアを基本として行うものとし、最適な機械警備を確保するものとする。

4. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
毎 日 ： 17 時 30 分から翌日 8 時
土日祝・休日 ： 終日
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

5. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

6. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

米田西小学校

1. 履行場所

米田西小学校 高砂市米田町塩市 17 番地の 1

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務範囲

- ・ 別添施設図面に示すエリアを基本として行うものとし、最適な機械警備を確保するものとする。

4. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
毎 日 : 17 時 30 分から翌日 8 時
土日祝・休日 : 終日
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

5. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

6. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

阿弥陀小学校

1. 履行場所

阿弥陀小学校 高砂市阿弥陀町阿弥陀 1153 番地

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務範囲

- ・ 別添施設図面に示すエリアを基本として行うものとし、最適な機械警備を確保するものとする。

4. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
毎 日 : 17 時 30 分から翌日 8 時
土日祝・休日 : 終日
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

5. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

6. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

北浜小学校

1. 履行場所

北浜小学校 高砂市北浜町北脇 34 番地の 5

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務範囲

- ・ 別添施設図面に示すエリアを基本として行うものとし、最適な機械警備を確保するものとする。

4. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
毎 日 ： 17 時 30 分から翌日 8 時
土日祝・休日 ： 終日
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

5. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

6. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

高砂中学校

1. 履行場所

高砂中学校 高砂市高砂町大工町 638 番地

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務範囲

- ・ 別添施設図面に示すエリアを基本として行うものとし、最適な機械警備を確保するものとする。

4. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。

毎 日 : 17 時 30 分から翌日 8 時

土日祝・休日 : 終日

- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

5. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

6. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

荒井中学校

1. 履行場所

荒井中学校 高砂市荒井町千鳥3丁目1-1

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務範囲

- ・ 別添施設図面に示すエリアを基本として行うものとし、最適な機械警備を確保するものとする。

4. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。

毎 日 : 17時30分から翌日8時

土日祝・休日 : 終日

- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

5. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

6. 特記事項

- ・ 2023年6月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

竜山中学校

1. 履行場所

竜山中学校 高砂市松陽 3 丁目 1

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務範囲

- ・ 別添施設図面に示すエリアを基本として行うものとし、最適な機械警備を確保するものとする。

4. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。

毎 日 : 17 時 30 分から翌日 8 時

土日祝・休日 : 終日

- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

5. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

6. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

松陽中学校

1. 履行場所

松陽中学校 高砂市松陽 1 丁目 11-1

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務範囲

- ・ 別添施設図面に示すエリアを基本として行うものとし、最適な機械警備を確保するものとする。

4. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
毎 日 : 17 時 30 分から翌日 8 時
土日祝・休日 : 終日
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

5. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

6. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

宝殿中学校

1. 履行場所

宝殿中学校 高砂市米田町米田 1174-1

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務範囲

- ・ 別添施設図面に示すエリアを基本として行うものとし、最適な機械警備を確保するものとする。

4. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
毎 日 : 17 時 30 分から翌日 8 時
土日祝・休日 : 終日
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

5. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

6. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

鹿島中学校

1. 履行場所

鹿島中学校 高砂市阿弥陀町阿弥陀 1979-3

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務範囲

- ・ 別添施設図面に示すエリアを基本として行うものとし、最適な機械警備を確保するものとする。

4. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
毎 日 : 17 時 30 分から翌日 8 時
土日祝・休日 : 終日
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

5. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

6. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

学校給食センター

1. 履行場所

学校給食センター 高砂市松陽2丁目23番地の1

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務範囲

- ・ 別添施設図面に示すエリアを基本として行うものとし、最適な機械警備を確保するものとする。
- ・ 機械設備の内容（防犯）
 - マグネットセンサー 3箇所(1階調理エリア)
 - 空間センサー 9箇所(1階6箇所、2階3箇所)
 - 画像センサー 1箇所(1階事務室)
 - カードリーダー 4箇所(1階玄関1箇所・事務所壁2箇所、2階事務所壁1箇所)
- ・ 防犯ブロックごとにセット解除操作は各カードリーダーで行う。
1階事務室/2階事務室/調理エリア/共用部分
- ・ 火災について、発注者の設置する自動火災通報装置により感知された異常内容に適切に対応すること。自動火災通報装置は、発注者が設置する。

4. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

5. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

6. 特記事項

- ・ 2023年6月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

旧曾根幼稚園

1. 履行場所

旧曾根幼稚園 高砂市曾根町 2478 番地

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

4. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

5. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

高砂こども園

1. 履行場所

高砂こども園 高砂市西畑 1 丁目 2 番 8 号

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

4. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

5. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

荒井こども園

1. 履行場所

荒井こども園 高砂市荒井町紙町 2 番 1 号

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

4. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

5. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

伊保こども園

1. 履行場所

伊保こども園 高砂市梅井 4-3-6

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

4. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

5. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

中筋こども園

1. 履行場所
中筋こども園 高砂市中筋 1 丁目 2 番 35 号
2. 感知項目
防犯、火災
3. 業務提供時間
 - ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
 - ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。
4. 業務範囲等
別紙図面に示すエリアを基本として行う。
5. 特記事項
 - ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

曽根こども園

1. 履行場所

曽根こども園 高砂市曽根町 2404 番地の 2

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

4. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

5. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

米田こども園

1. 履行場所

米田こども園 高砂市米田町米田 451 番地

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

4. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

5. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

阿弥陀こども園

1. 履行場所

阿弥陀こども園 高砂市阿弥陀町阿弥陀 1176 番地の 2

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

4. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

5. 特記事項

- ・ 2025 年 8 月より新園舎にて機械警備開始。

機械警備業務 特記仕様書

北浜こども園

1. 履行場所
北浜こども園 高砂市北浜町北脇 252 番地の 1
2. 感知項目
防犯、火災
3. 業務提供時間
 - ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
 - ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。
4. 業務範囲等
別紙図面に示すエリアを基本として行う。
5. 特記事項
 - ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

高砂児童学園

1. 履行場所
高砂児童学園 高砂市阿弥陀町南池 516 番地
2. 感知項目
防犯、火災
3. 業務提供時間
 - ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
 - ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。
4. 業務範囲等
別紙図面に示すエリアを基本として行う。
5. 特記事項
 - ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

みのり会館

1. 履行場所

みのり会館 高砂市米田町米田 55 番地の 1

2. 感知項目

防犯、火災

3. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。

毎 日 : 17 時 15 分から翌日 8 時 30 分まで

土 曜 日 : 8 時 30 分から翌日 8 時 30 分まで

日祭日・休日 : 8 時 30 分から翌日 8 時 30 分まで

- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

4. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

5. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

福祉総合相談センター

7. 履行場所

福祉総合相談センター 高砂市伊保4丁目400番

8. 感知項目

防犯、火災

9. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

10. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

11. 特記事項

- ・ 2027年4月以降包括対応対象業務とする。

機械警備業務 特記仕様書

旧子育て支援センター（文化財倉庫）

12. 履行場所

旧子育て支援センター（文化財倉庫） 高砂市曾根町 493 番地

13. 感知項目

- ・ 火災監視サービス
- ・ 非常通報サービス
- ・ ガス漏れ監視サービス
- ・ 防犯サービス
- ・ マイドクターサービス

14. 業務範囲

- ・ 別添施設図面に示すエリアを基本として行うものとし、最適な機械警備を確保するものとする。

15. 業務提供時間

- ・ 原則として、セット時間から解除時間までとする。
- ・ ただし、臨時休業及び使用時間を変更する場合は、事前に警備会社に連絡するものとする。

16. 業務範囲等

別紙図面に示すエリアを基本として行う。

17. 特記事項

- ・ 2023 年 6 月より対象業務とする。